

議案第21号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「使用者（」の次に「佐倉市志津コミュニティセンター、」を加え、「（第16条から第21条までにおいて「西志津ふれあいセンター」という。）」を「及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンター」に改める。

第16条中「、西志津ふれあいセンター」を「、佐倉市志津コミュニティセンター、佐倉市西志津ふれあいセンター及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンター（以下「センター」という。）」に、「に西志津ふれあいセンター」を「にセンター」に改める。

第17条第1号及び第2号、第18条の見出し及び同条第1項、第19条（見出しを含む。）、第20条並びに第21条第1項中「西志津ふれあいセンター」を「センター」に改める。

別表第1 佐倉市志津コミュニティセンターの項及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの項を削り、同表備考1及び備考2を次のように改める。

- 1 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第20条、第21条関係）

使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用区分				

佐倉市津コミュニティセンター	施設	ホール	7,320円	9,760円	7,320円	24,400円
		大会議室	2,240円	2,980円	2,240円	7,460円
		第1会議室(調理室)	1,230円	1,650円	1,230円	4,110円
		第2会議室	750円	1,000円	750円	2,500円
		第3会議室	730円	970円	730円	2,430円
		集会室(視聴室)	980円	1,310円	980円	3,270円
		和室1			590円	
		和室2	590円	790円	590円	1,970円
		茶室	500円	670円	500円	1,670円
		多目的グラウンド	2時間につき1,230円			
		設備	ホール映写設備	1,650円	1,650円	1,650円
	ホー		980円	980円	980円	2,940円

		ル放 送設 備				円
		視聴 覚室 視聴 覚設 備	1, 100 円	1, 100 円	1, 100 円	3, 300 円
		調理 室調 理設 備	550円	550円	550円	1, 650 円
佐倉 市西 志津 ふれ あい セン ター	施設	ホー ル	3, 610 円	4, 810 円	3, 610 円	12, 030 円
		会議 室	1, 360 円	1, 820 円	1, 360 円	4, 540 円
		展示 室	2, 350 円	3, 130 円	2, 350 円	7, 830 円
	設備	ホー ル舞 台用 照明 設備	2, 240 円	2, 240 円	2, 240 円	6, 720 円
		ホー ル映 写設 備	1, 650 円	1, 650 円	1, 650 円	4, 950 円
		ホー ル音 響設 備	1, 650 円	1, 650 円	1, 650 円	4, 950 円
		ホー ルコ ンサ ート 用ピ	1, 930 円	1, 930 円	1, 930 円	5, 790 円

		アノ				
佐倉市千代田・染井野ふれあいセンター	施設	第1会議室	1,380円	1,840円	1,380円	4,600円
		第2会議室	470円	630円	470円	1,570円
		第3会議室	870円	1,170円	870円	2,910円
	設備	調理設備	180円	180円	180円	540円

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室を使用する場合において、当該使用期間の中に佐倉市西志津ふれあいセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る利用料金は、徴収しない。
- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における利用料金（以下「単位利用料金」という。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金の20割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 5 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を利用料金として徴収する。この場合において、割増利用料金の対象となるときは、当該利用料金に併せて徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の佐倉市志津コミュニティセンター又は佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。